

平成5年4月1日施行

(趣旨)

第1条 本大学院学則第44条の規定による研究員の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 研究員として出願できる者は、近い将来、特に高度な研究成果（博士論文等）が期待され、かつ、次のいずれか（薬学研究科及び歯学研究科については（第1号）のみ）に該当する者とする。

- (1) 本学大学院博士後期課程において博士候補者試験に合格し、満期退学した者  
(薬学研究科及び歯学研究科については、博士課程を単位修得満期退学した者)
- (2) 他大学大学院博士後期課程を満期退学し、十分な基礎学力の認められる者
- (3) 前2号に相当すると認められた者

(選考時期)

第3条 研究員の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。

(志願書類)

第4条 研究員を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、出身大学の博士後期課程（薬学研究科及び歯学研究科については博士課程）の担当教員の推薦状を添付して、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究員願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 研究業績表
- (4) 写真（最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm）
- (5) その他本大学院が必要とする書類

(受入れ許可)

第5条 研究員の受入れは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

(研究期間)

第6条 研究員の研究期間は、1年ごとに更新して5年（薬学研究科及び歯学研究科については4年）を限度とする。

(研究員証)

第7条 研究員として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることにより研究員証の交付を受けることができる。

(研究施設の利用)

第8条 研究員は、その目的を達成するために、本学の研究施設を利用することができる。

(履修の許可)

第9条 研究員は、指導教員が必要と認めるときには、授業担当教員の許可を受けて、正規の受講学生の研究指導、講義、演習及び特講を履修することができる。

(雑則)

第10条 研究員に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本内規は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

この内規は、平成26年9月17日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。